

産業界から見た損害保険市場

2024/11/28 保険市場研究会セミナー資料

1. 損害保険に対する企業の取り組み

- (1) 企業内代理店（機関代理店）の設置
- (2) 保険については代理店への丸投げ
- (3) 経営幹部の無関心

2. リスク環境の急激な変化と企業のリスクマネジメントの重要性

- (1) 恒常的に起こる自然災害の激甚化、増大するサイバー攻撃、国際情勢の不安定化等は企業の存在さえ脅かす可能性も
- (2) 企業のリスクマネジメント（その中核部分たる損害保険）への真剣な取り組みが緊急的課題
- (3) 経営トップがリスクマネジメントへの関心を持つことが必要

3. 近年における「会社法」や「金融商品取引法」の改正と企業のリスクマネジメントに対する要請の高まり

- (1) 会社法 362 条で、会社が定めている「内部統制基本方針」の運用状況を事業報告書に記載する義務を規定
- (2) 金融商品取引法 24 条及び 24 条の 4 の 4 でも、上場会社の経営者に対し「財務報告」における「内部統制評価の報告書」を内閣総理大臣に対して報告することを義務付け
- (3) 企業の内部統制の中核は「リスクマネジメント」そしてその重要部分を損害保険が占める

4. 日本の損害保険市場の構造問題

- (1) 日本政府も日本産業の国際競争力強化のために数々の規制制度改革を実行してきたが、損害保険市場の制度改革の歩みは著しく遅い
- (2) 1996 年保険業法上「仲立人」を解禁、欧米の制度に倣う。ただ、仲立人が入ることにより、保険会社は競争させられるため、保険会社は仲立人をかなり警戒
- (3) 仲立人の解禁時に仲立人の設立や業務の継続、拡大が困難な規制が導入され（およそ 30 年たっても）、この規制はほとんど緩和されていない

5. 仲立人を利用することに関しての日本企業の反応

- (1) 企業内保険代理店を利用することの便宜（保険付保は代理店に丸投げすれば経営陣は保険に煩わされずに済む）
- (2) 保険会社が企業の大株主であることに伴う保険会社への配慮と企業の幹部が天下っていることに伴う保険代理店への遠慮、
- (3) しかし非効率な代理店を持つことに伴う保険コストの高止まり、適正な保険カバーの欠如は多くの企業が認識することになり、変化が進み始めている

国際競争が激化し、リスクが高まる中、企業にとって保険料が国際競争上かなり重荷になっている現在、企業は必要なリスクのカバーと合理的な保険料の実現のために、経営トップがリスクマネジメントを心がける必要が高まっている